

真庭市過疎地域持続的発展市町村計画（案）についてご意見を募集します

真庭市過疎地域持続的発展市町村計画（案）に係る パブリックコメント手続実施要綱

■ 計画策定の趣旨及び背景

令和3年に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に伴い、「真庭市過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、各種施策を展開してきました。現行計画が令和7年度で終了を迎えることから、引き続き、過疎地域の持続的な発展のための施策を推進するため、令和8年度から令和12年度までの計画の策定を進めています。

このたび、「真庭市過疎地域持続的発展市町村計画（案）（令和8年度～令和12年度）」を作成しましたので、これを公表し、広く皆さんのご意見を募集します。いただいたご意見は計画策定の参考とさせていただきます。

つきましては、この内容について次によりパブリックコメントを実施しますので、是非多くのご意見をお寄せください。

■ ご意見を募集する計画案

真庭市過疎地域持続的発展市町村計画（案）

■ 計画に関する補足事項

パブリックコメント実施時点の内容であり、パブリックコメント、各種事業選定委員会等の結果により、内容を追加、変更する場合があります。

■ ご意見の募集期間

令和7年12月12日（金）から令和8年1月13日（火）

■ 計画案の入手方法

市ホームページからダウンロードしていただくか、総合政策部総合政策課及び振興局地域振興課で閲覧できます。

■ 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方
- (5) その他この事案に利害関係のある方

■ 提出方法

パブリックコメント意見提出様式に必ず住所、氏名及び連絡先を記入して次のいずれかの方法によりご提出ください(口頭あるいは電話でのご意見は不可とします)。

- (1)直接提出 総合政策部総合政策課又は各振興局総務振興課
- (2)郵 送 〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2
真庭市総合政策部総合政策課 宛て
※令和8年1月13日（火）必着
- (3)ファクシミリ 0867-42-1353 真庭市総合政策部総合政策課宛て
- (4)電子メール 電子メールアドレス sogoseisaku@city.maniwa.lg.jp

■ 提出されたご意見の取り扱い

- (1) 提出されたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- (2) 提出されたご意見は、内容とそれに対する実施機関の考え方を後日公開します。ただし、住所、氏名の明記が無いものや誹謗中傷を内容とするものは除きます。なお、公表の際、住所、氏名は公表しません。
- (3) 個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。
- (4) 賛否の結論だけのご意見や趣旨が不明確なご意見には、回答をお示しできない場合があります。

■ 問い合わせ先

真庭市総合政策部総合政策課 (TEL0867-42-1169、FAX0867-42-1353)